

Actus Newsletter 地方公会計版

【財務書類作成】⑨資金仕訳と非資金仕訳



■「資金仕訳」と「非資金仕訳」

統一的な基準における財務書類の作成は、財源情報の基礎となる原情報である歳入歳出データ等を複式仕訳に変換し、仕訳帳を作成するところから始まります。複式仕訳に変換するためには、原情報を大きく現金取引と非現金取引に区分する必要があります。ここでは、現金取引に係る複式仕訳を「資金仕訳」といい、非現金取引に係る複式仕訳を「非資金仕訳」といっていきます。

■「資金仕訳」の作成

「資金仕訳」は、総務省が公表している財務書類作成要領の「別表6 資金仕訳変換表」を参照して作成します。資金仕訳変換表とは、予算科目体系ごとに借方・貸方の勘定科目を効率的に付与するための一覧表です。地方公共団体の予算科目は、その階層に着目することで、一定の変換ルールを作成することが出来ます。そのため、資金仕訳については自動で複式仕訳を計上することが出来ます。

しかし、予算科目のみでは、一つの複式仕訳に変換することが出来ない取引も存在します。このような取引は複数の仕訳候補の中から選択して複式仕訳を計上する必要があります。例えば、「公有財産購入費」のように予算科目だけでは、どの資産の購入か特定できないため、明細データを参照して勘定科目を特定するもの、「資産の売却」のように売却資産の勘定科目を特定した上、売却損益の仕訳が必要なもの、「工事請負費」のように、資産形成を維持補修が混在しているため、その内訳を見て勘定科目を特定するものなどが該当します。

	予算科目	借方	貸方
例①(歳入)	都道府県民税	税込等収入 ×××	税込等 ×××
例③(歳入複数候補)	財産売却収入	資産売却収入 ×××	土地 or 建物 等 ××× 資産売却益 ×××
例③(歳出複数候補)	公有財産購入費	土地 or 建物 ××× 物件費 等 ×××	公共施設等整備費支 ××× 物件費支出 ×××

■「非資金仕訳」の作成

「非資金仕訳」は、①歳入歳出データに含まれるが、整理仕訳(固定資産売却損益、引当金の振替処理等)を要するもの、未収・未払い・不納欠損に係るもの、②減価償却費や引当金といった現金の流出入を伴わないものに関する仕訳です。

①については、資産負債内訳簿に記載した額をもって非資金仕訳を計上します。②の現金の流出入を伴わないものは、固定資産の増減として、除却、無償所管換受払、寄贈・受贈、建設仮勘定から完成に伴う本勘定への振替などがあり、固定資産以外の増減として、有価証券等の評価額の変動や、その他債権・債務の増減などがあります。これらの増減は固定資産台帳や資産負債内訳簿などに集約し、仕訳を計上します。

※バックナンバーはこちらから⇒<http://www.actus.co.jp/library/public/list.shtml>

公会計
支援

アクタス税理士法人 / アクタスマネジメントサービス(株)

地方公会計支援チーム (一般社団法人地方公会計研究センター会員)

〒107-0052 東京都赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

【TEL】0120-459-480 【MAIL】info@actus.co.jp 【HP】<http://www.actus.co.jp>